

東京都内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ 疑い事例の発生及び対応について

令和7年11月21日に東京都小笠原村父島において回収されたオナガガモ1羽について、国立研究開発法人国立環境研究所で鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査※1を実施したところ、同年11月26日にA型鳥インフルエンザの陽性反応が確認された旨の報告がありました。本事例は、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。

今後、本事例について、遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認いたします。

1 これまでの経緯

- ・ 11月21日にオナガガモ1羽の死体を回収
環境省が簡易検査を実施したところ陰性と判明
- ・ 11月26日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※1を実施したところ、A型鳥インフルエンザ陽性を確認
- ・ 同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- ・ 今後、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザか否かを確定

※1 リアルタイム RT-PCR 法により A 型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子である M 遺伝子および H 5 亜型高病原性の判定を遺伝子検査。M 遺伝子は陽性、H 5 亜型は陰性

※2 次世代シーケンス/サンガー法により亜型の判定及び高病原性の有無の判定を遺伝子検査

2 今後の対応

環境省が、指定した野鳥監視重点区域（当該死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km 圏内）において、野鳥の監視を強化する。

3 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (4) 発生地域周辺での取材等は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

4 参考情報

- (1) 東京都内における野鳥に関する鳥インフルエンザ情報（東京都環境局）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ全般に関する情報（環境省）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

【問合せ先】 東京都環境局自然環境部計画課 TEL : 03-5388-3505
